



令和4年7月12日

各位

会社名 株式会社 グリーncross
代表者名 代表取締役社長 久保 孝二
(コード番号 7533 福証)
問合せ先 取締役経営企画室長 松本光一郎
(TEL. 092-737-0370)

定款変更に関するお知らせ

当社は、令和4年7月12日開催の取締役会において、下記の定款変更について、令和4年7月28日に開催予定の第51期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)の一部変更をするものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、規定を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(13) (条文省略) (新設) (14) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(13) (現行どおり) <u>(14) 子会社の経営指導及び業務受託</u> (15) 前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(削除)</p>

